

第10編 観光及び史蹟傳説

桂川溪谷

富士山の噴火による溶岩は桂川の谷に沿つて流れ、そのため河川の浸透によつて出来た溪谷は断崖絶壁に富み、秋は高原特有の紅葉兩岸を飾り、水清く水量は発電施設の拡張につれて豊富ではないが「山魚女」「鮎」の釣客春より夏に賑う。



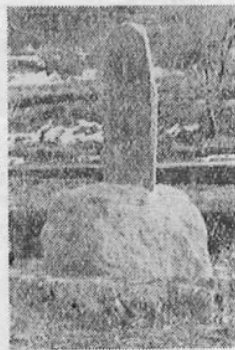
桂川溪谷（桂状節理）

田原ノ瀧（上谷村）



田原の瀧

或は佐伯瀧といふは地名に取^{とれる}なり又十日市場の瀧といふは地は谷村に屢^{つげ}ども瀧は半丁許も西にありて十日市場村の村落に近きゆゑなるべし。桂川の岸に臨みて田原浅間明神の祠あり、其上にて河水高みより懸流となりて漲り落ること六七丈東の岨より望ば白虹の間に飲^{みづ}む形状なり。古時は瀧の東岨より突出たる巨岩あり其の岩より向の岸に橋を架し十日市場村の東頭へ出しとぞ。元祿の頃に至り岸缺け岩崩れて橋落ければ遙の上流に橋を架けて往来せしを近頃旧所に後し瀧の上に架たり。長六丈余巾一丈高欄を施して其製^{しほへ}猿橋に同じ。然^{しか}ど大瀑の上に架けたるは更に奇観とすこの橋を佐伯橋といふも旧き名を取けるなり口碑に傳へる歌とて



芭蕉の碑

名にたてる富士の一^{ひと}ねの瀧なれば

流れも速く響きこそすれ

この歌によりて一根瀧とも呼ぶとなん又此より東上野原辺にてはこの瀧の音聞ゆ

るをもて晴天の候とすといふ昔時芭蕉も此地に遊びて一詠を残せり
いさほひあり 氷柱さえては 滝津魚 (甲斐志料集成より)

御正体山

本町の南端に位し標高1,682米丹沢山塊に連なり山頂の展望雄大にして、殊に富士の眺望、溶岩流の形態及裾野の形状等の研究視察に絶好の地である。山頂に古祠あり。四季登山客あり山麓小野部落に昔しよりの御司(古き登山者の案内所)今もあり。



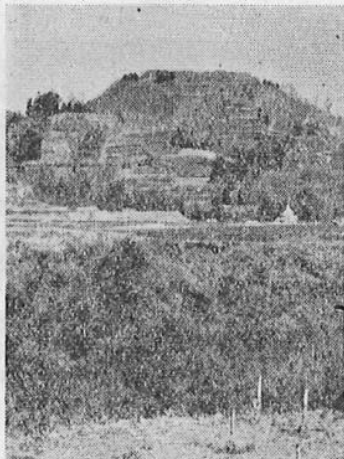
御正体山全景

史 蹟

勝山の城跡

此山古は正八幡の神祠ありしを文祿3年浅野左衛門佐領地の砌、西南の方八笹山に神祠を移して城を築く。前は桂川西より東流して源昌に至て西北に繞り、又西南より北に向て勝山の裾に堀を構へ周囲凡18丁、高さ1丁許、上平坦にして方40間許、北に差出たる平地あり御茶壺蔵と云、慶長、寛永の頃は夏月の間御茶壺岩殿山に置しが秋元氏在城の時より此山に移し置かると云。東に出たる地を焔硝蔵と云。中腹に空堀あり裾は桂川に臨み自然の要害なり。城南に橋を架(内橋と

勝山城跡(城山)



云) 平地に館舎を営す。此地東に續て本丸二丸三丸の名あり、其東南は皆家中屋敷なり両谷村の間の広小路は追手先なり。浅野、鳥居、秋元三代更る々々此城に居、宝永2年廢城となる。城下町文祿の頃までは上中下と三町なり。後分れて数町となる。東方郊外を竹カ鼻と云、端門を陣門と云、町に入て東南に行くこと2丁許り是を横町と云。西南に折て下町中町、新町、早馬町、上町、下天神町、上天神町、袋町、裏天神町合せて十丁往昔城下のまゝにて今存せり。御代官陣屋あり、屋敷千八十坪宝永2年廢城のとき秋元家臣高山源五郎が宅を残し轉て陣屋に用至今如旧(甲斐志料集成より)

郎が宅を残し轉て陣屋に用至今如旧(甲斐志料集成より)

のろしばあと 烽火台跡

谷村の東門通院の後の高く尖りたる石山なり。谷村にては乙岩といふが接辺の村にては茶臼山と呼び法能村の方にては獅子岩と称へ見る所により其名換れり。此山中復を廻らして級をなし少しく平地あり。嶺上は岩石削成たる如き所に少許の平坦あり頂の峯三つに分て壟の跡存れり各々二丈許なり。古小山田氏の置きたる烽火台の跡なりと云伝ふ。(甲斐志料集成より)

一本地藏

弁天町に径1尺高さ2尺程の石の上に6人の画姿を刻むだ6寸角程の6角柱がある。これは延宝9年秋山村名主関戸左近を筆頭に7人の総代が城主秋元攝津守時代あまり年貢が重いので江戸奉行所へ訴状を提出した所謂郡内義民伝と称する百姓一揆の科によつて斬刑に処せられたものの供養塔と謂はれている。(谷村町郷土志による)

傳 説

五 石 橋

昔家中川を渡る5つの石橋ありたりと。その橋同形にして長2間、巾9尺、優雅にして地震にも崩れず、城内外を通せしものとして今も五石橋の名は残れり。古老の言によれば五石橋は家中川上流より左の位置に架し居たりと。

- (1) 上町より元坂に通ずる家中川架橋
- (2) 南陣門
- (3) 泰安寺入口
- (4) 家中屋敷郷藏入口
- (5) なめ岩城内より城外足輕屋敷に通ずる所

何れも秋元時代に作られしものなるも今残りたるものは(1)の橋のみにしてその他は分解されて昔しの影を存せず。(この稿南都留郡郷土誌による)

回 躬 地 藏

上谷村に大道山法泉寺あり。元祿7年申戌天岩祖曉和尚入院して中興の開山たり。和尚開眼の石地藏あり(長2尺余十王堂にあり)偈に云く

汝ハ元来大幡山ノ石

我是久遠 実成仏

回躬地藏 回躬地藏

之より石像少くかゞめりと云伝ふ。(甲斐志料集成による)

徳重長者の蹟

甲府往還道の東新井の西にあり。相傳古へ徳重長者と云者の館跡なりとて地名を徳重と称す。今、田中に檜の古木あり、下に聖徳太子の小祠を安置す。社領下田貳畝九歩分米二斗五升三合古へ長者の鎮守なりと云。其北に御厩と云あり長者の馬を飼し地などにや、其傍に窪くして桂川の岸に下る地あり。「せゝなき」と云是も宅地につける名称なり。又桜窪と云地あり、古へ桜樹許多植置し地なるべし今は皆田畠となりて其名のみ存せり。又其南の田中に礎石相對して4基あり。柱を居えし穴あり今土中に埋て知るもの稀なり。(甲斐志料集成による)

儀秀稻荷社

寛永10年(1r33)郡内領主として秋元公入国に当り、邸内に先祖の靈と共に祠られたのに創る。家法により、時の藩主喬朝公の名(義舟大居士の同音異字)を冠して儀秀稻荷社と称した。宝永2年秋元公川越へお国替に際し西涼寺山内へ遷座。以來250年、昭和24年本町大火に、烈風業火の中、社殿の安全を得、崇敬奉養する者多し。

村 高 帳

山梨

甲斐国八代三郡村高帳 六百六十九ヶ村 外奈良田村無高

巨摩

高二十八万五千二石五十九石八斗四升二合四勺九才

右者甲斐国山梨八代巨摩三郡古高二十二万余の処改出高、檢地出高、新田高等に而二十八万石余有之右の内諸役引高御普請金懸り高相分隠有之一村高の内に而高の分け難知に付銘々高分け熟望之村方有之候寛保元辰年御吟味に而相改り候月普請役高郡中割懸り高請品設引高一村限仕訳往々為見合令板行者也

宝曆六丙子歲十一月吉日

鷹野 慧 広

都留郡郡内領村高 百十一ヶ村

合高二万五千五百六十石三斗八升三合五勺

内 上 谷 村 六百二十九石二斗六升二合

下 谷 村 八百十七石五斗八升三合

小 野 村 百四十石三斗七升

熊井戸村 百十七石八斗一升五合八勺

法 能 村 百五十一石五斗八升九合

玉 川 村 百石九斗二升四合

戸 沢 村 八十七石八斗九升六合

菅 野 村 三十五石一斗八合

(小計) 二千八十石五斗四升七合八勺 (甲斐志料集成による)